相談会についてのお問合せは…

☎(022) 263-6755

気仙沼司法書士相談センター

気仙沼市田谷8番地1
TEL.0226-29-6760

南三陸司法書士相談センター

本吉郡南三陸町志津川字沼田160番地1
TEL.0226-46-4051

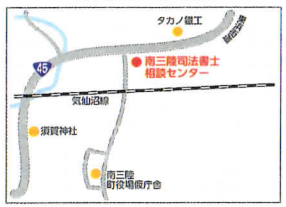

石巻司法書士相談センター

石巻市錦銭場5番9号 いせんばプラザ102号
TEL.0225-96-3611

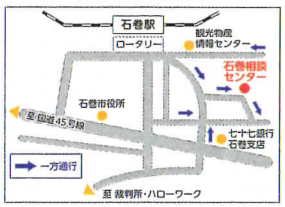

女川司法書士相談センター

牡鹿郡女川町女川浜字大原190 女川町総合運動公園内
TEL.0225-50-3001

大崎司法書士相談センター

大崎市古川旭四丁目2番1号 アサヒビル102号室
TEL.0229-23-1802

仙南司法書士相談センター

柴田郡大河原町大谷字町向100番地9
TEL.0224-53-7116

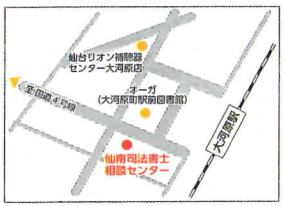

山元司法書士相談センター

亘理郡山元町山寺字山下89番地
TEL.0223-37-5901

司法書士総合相談センター

お気軽にご相談下さい

電話相談

無料 予約不要

【相談日時】月～金（祝日除く）
午後1時～8時
【専用電話】0120-216-870

面接相談

無料 要予約

【相談日時】月～金（祝日除く）
午後2時～4時
【場　　所】宮城県司法書士会館
【受付電話】022-263-6755
（受付／午前9時～午後5時）

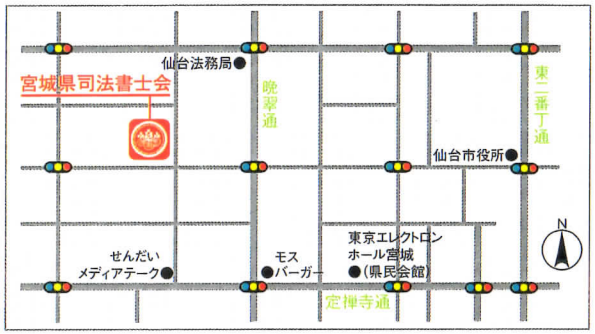

交通アクセス

・地下鉄勾当台公園駅より徒歩6分
・市営バス／バス停メディアテーク前より徒歩2分
・市営バス／バス停春日町より徒歩2分
・市営バス／バス停木町通一丁目より徒歩2分
車でお越しの際は、周辺の有料駐車場をご利用下さい。

宮城県司法書士会調停センター

トラブルを話し合いで解決したい場合には、当会の調停センターをご利用下さい。トレーニングを受けた司法書士が話し合いの進行役を務めます。ご利用をご希望の方は下記お問い合せ先へご連絡下さい。

お問い合せ先

市民に身近な法律家
宮城県司法書士会
〒980-0821 仙台市青葉区春日町8番1号
☎022-263-6755
FAX.022-263-6756
http://www.miyashikai.jp/
宮城県司法書士会　検索

平成26年9月現在

あっ！

司法書士に聞いてみよう！

不動産の登記手続の代理
会社登記手続の代理
供託手続の代理
簡易裁判所における訴訟代理
裁判所・検察庁への書類作成
成年後見業務
多重債務問題

―お気軽にご相談ください。―

宮城県司法書士会

主な業務のご案内

不動産の登記手続の代理
土地や建物の保存、売買、贈与、交換、相続、抵当権や根抵当権の設定・変更・抹消など。

会社登記手続の代理
会社や各種法人の設立、役員変更、増資、本店移転、商号変更、目的変更、その他の変更登記など。

供託手続の代理
地代・家賃などの弁済供託、営業保証や裁判所の保証供託など。

簡易裁判所における訴訟代理
訴訟、調停、支払督促、保全処分、訴訟外の和解の代理など。
（訴額、請求額が140万円以下の民事事件に限ります。）
少額訴訟債権執行手続の代理。
※法務大臣の認定を受けた司法書士にご依頼ください。

裁判所・検察庁への書類作成
訴状・答弁書、調停、支払督促、民事再生、破産、保全処分、強制執行など。
家庭裁判所への申立て（遺産分割の調停、相続放棄、特別代理人選任、氏名の変更など）。
検察庁への告訴・告発など。

成年後見業務
成年後見人等への就任、任意後見契約などの財産管理業務。
※主に公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポートに所属する司法書士が担当します。

多重債務問題
クレジット・サラ金などの多重債務問題にも積極的に取り組んでいます。司法書士は、複雑な事情を聞き取って、任意整理、調停、自己破産、民事再生など、多重債務の解決に尽力しております。

Q&A 法律問題の困り事

Q マイホームを購入したいのですが。

A 土地の売買や、建物の新築、住宅ローンの借入、これらの場合には、すべて登記手続が必要です。司法書士は、不動産登記手続のプロとして、あなたの権利を守るお手伝いをします。

Q 認知症の家族の生活面や財産を守れますか?

A 司法書士は、専門職による後見人としての実績を多く積み重ねてまいりました。認知症の高齢者など判断能力の不十分な方々の権利を守る専門家として、ご本人やご家族を支えます。

Q 親の不動産を相続したが、どうすれば良いか分かりません。

A 亡くなった方の不動産名義を書き換えたい場合は、相続登記の手続が必要です。借金が多い場合は、相続放棄の手続を検討しましょう。
また遺言に関するご相談も、まずは司法書士にしてみてください。

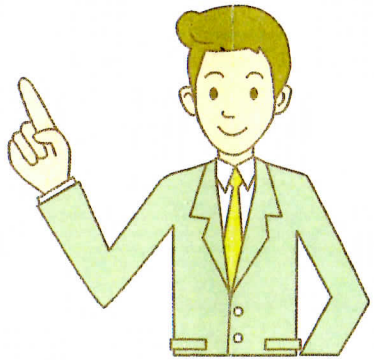

Q クレジットや消費者金融等の返済が多くて困っているのですが…。

A 多重債務でお悩みの方は、一度ご相談ください。あらたな借金は、なんの解決にもなりません。司法書士は、任意整理、民事再生、破産などの法的整理で、あなたに一番適した解決方法をご提案します。

Q 会社を新しく設立したい。

A 司法書士は、複雑な会社設立にかかる書類作成から登記完了にいたるまでお手伝いいたします。企業法務に精通した司法書士だからこそ、ケースバイケースのきめ細かなアドバイスで、経営者のみなさまのお役にたちます。

Q 大家さんが、敷金を返してくれない。

A 簡裁代理認定司法書士は、140万円以下の簡易裁判所における手続で、あなたの代理人となって、大家さんと交渉したり、裁判をおこなったりすることができます。少額の法律紛争だからこそ、市民に身近な法律家である司法書士に、お気軽にご相談ください。

こんなこと相談しても…というお困り事も、1人で悩まずご相談下さい。

- 悪徳商法の申込をキャンセルしたい
- 離婚のことで悩んでいる
- 隣人との間にトラブルを抱えている
- 土地や建物の名義を変えたい
- 個人商店から会社にしたい
- 給料や残業代がきちんと支払われない
- 交通事故での車の修理代を払ってもらえない
- 身に覚えのない請求を受けて困っている
- 会社から突然解雇を告げられた
- 売買・飲食代金を支払ってくれない
- 取引先が倒産した
- 権利証が盗難にあった
- 賃料を滞納されている
- 工事代金を支払ってほしい
- 会社でセクハラにあった